

等級別福祉制度早見表

障がい名	視覚						聴覚				平衡		音声・言語・そしゃく		上肢						下肢						体幹					内部(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓)				免疫				知的障がい				精神障がい			特定疾患(難病)等	備考	福祉のしおり			
	1	2	3	4	5	6	2	3	4	6	3	5	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	5	1	2	3	4	1	2	3	4	A1	A2	B1	B2	1	2	3							
福祉医療(重度心身障がい者(児)医療給付)	○	○	○				○	○			○		○	▲	○	○	○				○	○	○	▲			○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		・国民年金施行令別表に定める程度の障がいの状態にある方(身体障害者手帳4級をお持ちの方の一部。) ・受給資格の認定には所得制限があります。	P3
後期高齢者医療制度	○	○	○				○	○			○		○	○	○	○	○				○	○	○	▲			○	○	○		○	○	○		○	○			○	○			○	○			65歳以上74歳以下で国民年金法施行令別表に定める程度の障がいの状態にある方(身体障害者手帳4級をお持ちの方の一部。) 該当者は希望すれば加入していただくことができます。	P3				
自立支援医療(更生医療)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										P4				
自立支援医療(精神通院医療)																																							○	○	○			P4								
小児慢性特定疾病医療助成制度																																											▲		P4							
国が指定する難病医療助成制度																																											▲		P5							
特別児童扶養手当																																																P8				
障害基礎年金	○	○	○				○	○			○		○	▲	○	○	▲				○	○	○	▲			○	○	▲		○	○	▲		○	○	○	▲	○	○	○	▲	○	○	▲			P8				
障害厚生年金及び障害手当金	○	○	○	▲	▲	▲	○	○	▲	▲	○	▲	○	▲	○	○	▲	▲	▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲	○	○	▲	▲	○	○	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	▲	○	○	▲			P9				
特別障害者手当	▲	▲					▲						▲	▲	▲	▲					▲	▲	▲				▲	▲			▲	▲			▲				▲					特別障害者手当は、該当障がい重複する場合に対象となります	P9							
障害児福祉手当	○	▲					▲						○	▲							○	▲					○	▲			▲	▲	▲		▲				▲	▲					P10							
重度心身障がい者家庭介護慰労給付金	▲	▲					▲						▲	▲	▲	▲					▲	▲	▲				▲	▲	▲		▲	▲			▲				▲	▲				特別障害者手当・3歳以上の障害児福祉手当を受給されている方と同居し、6か月以上介護されている場合に対象となります	P10							
長野県心身障害者扶養共済制度	◎	◎	◎				◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎				◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○		次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方です。(年齢は問いません。) (1) 知的障がい (2) 身体障害者手帳を所持し、その障がい1級から3級までに該当する障がい (3) 精神または身体に永続的な障がいのある方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障がいの程度が(1)または(2)の者と同程度と認められる方	P11					
児童扶養手当	○	○	○				○	○			○		○	○	○					○	○	○	▲			○	○	○		○	○	○		○	○	○		▲	▲	▲	▲	▲				知的障がい(精神能力の全般的発達に遅滞があるもの。) 精神障がい(日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。)	P12					
特定疾患患者通院費補助金																																						▲		P12												
重度心身障がい児年金	▲	▲					▲						▲	▲						▲	▲	▲				▲	▲			▲	▲			▲				▲					P12									
東御市内 温泉入湯券補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		一定の年齢以下が対象となります。	P12					
補装具の交付・修理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲									○		P13								
日常生活用具の給付・貸与	○	○	▲	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	○	○					○	○	▲	▲	▲	▲	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲							○	日常生活用具の品目により該当する等級が異なります	P13									
手話通訳・要約筆記奉仕員の派遣							▲	▲	▲	▲			▲	▲																													手話通訳、要約筆記は、それが必要な方が対象となります	P13								
点訳・朗読奉仕員の派遣	▲	▲																																									点訳、朗読は、それが必要な方が対象となります	P14								
住宅改良促進事業	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	▲	○	○	○	▲	▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	▲														P14						
公営住宅への入居	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○				○	○	○	○			○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○			○	○				P14						
鉄道運賃の割引	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	※	※	※		※「しなの鉄道」「上田電鉄」実施 他は各鉄道会社にお問い合わせください	P15・16		

◎……………は該当するもの ○……………は該当するが、制度を受けるには、条件がある(備考参照) ▲……………等級的に一部該当するもの

等級別福祉制度早見表

障がい名	視覚						聴覚				平衡		音声・言語・そしゃく		上肢						下肢						体幹					内部(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓)				免疫				知的障がい				精神障がい			特定疾患(難病)等	備考	福祉のしおり
	1	2	3	4	5	6	2	3	4	6	3	5	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	5	1	2	3	4	1	2	B1	B2	1	2	3								
バス運賃の割引	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		精神の手帳については、バス事業者により適用が異なります。また、高速バスについては各社お問い合わせください	P17	
国内線航空運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		各航空会社により適用が異なります。航空券購入前に各航空会社へお問い合わせください	P18	
タクシー運賃の割引	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	※	※	※		「カクマハイヤー」「しげのまつタクシー」実施	P18	
タクシー利用料金の助成事業	○	○	○	○			○						○	○							○	○					○	○			○	○			○	○			○				○			○	軽・普通自動車の減免を受けてない方等	P18	
福祉有償運送サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各事業者に直接ご相談ください	P19		
有料道路通行料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					療育手帳A1.A2の方で介護者運転のみが対象	P19		
自動車改造費の助成													▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲																	自己が運転するために特別な改造をする場合に対象となります	P20		
自動車運転免許取得の助成							▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲						P20		
駐車禁止規制の適用除外	○	○	○	▲			○	○			○		○	▲						○	○	○	○			○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○					P20		
補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)の給付	◎						◎	◎					◎	◎						◎	◎					◎	◎			◎	◎			◎	◎			◎	◎			◎					P20		
信州パーキング・パーミット(障がい者等用駐車場利用証)制度	◎	◎	◎	◎			◎	◎			◎	◎	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎			○	手帳所持以外に妊婦介護認定者等該当者については、詳細ページを参照ください	P21-22						
生活福祉資金の貸付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			P24			
声のたより	◎	◎																																													P25		
大型活字本の貸出	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																									P25		
「広報ながのけん」点字及びテープの配布	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																									P25		
点字図書の貸出	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																									P25		
字幕入りビデオテープの貸出							◎	◎	◎	◎																																					P25		
防災情報の携帯電話へのメール配信	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			P25			
NHK受信料の減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			P26			
NTT無料電話番号案内	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						◎	◎					◎	◎			◎	◎			◎	◎			◎	◎			◎	◎				P26		
青い鳥郵便葉書の無料配布	◎	◎					◎						◎	◎						◎	◎					◎	◎			◎	◎			◎	◎			◎	◎			◎	◎				P26		
携帯電話の割引サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		各社お問い合わせください	P27			
所得税に関する所得控除	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			P28			
利子等の非課税(障がい者マル優)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			P28			
相続税に関する障がい者控除	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			P29			
贈与税の非課税	◎	◎					◎						◎	◎						◎	◎					◎	◎			◎	◎			◎	◎			◎	◎				P29						
市県民税に関する所得控除	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			P29			
自動車税・自動車取得税の減免	○	○	○	○			○	○			○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			P30、31		
障がい福祉サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		P32			

◎……………は該当するもの ○……………は該当するが、制度を受けるには、条件がある(備考参照) ▲……………等級的に一部該当するもの